

建設工学専攻  
建築史研究

me14027  
指導教員

上村 朋祐  
伊藤 洋子 教授

### 1. 研究背景と目的

明治 5 年の学制発布を契機とし、近代教育の促進を目的とした学校建築が各地に建てられ、明治初期はその誕生期として知られる。公的な役割を担う学校建築は、時代の経過とともに姿を変えながら、現代の私たちの見慣れた形式につながる。この変化は全国的なものであるが、地域によって差が見られ、各県や地方の背景を辿る事で地域・時代ごとに異なる学校像を見ることができる。埼玉県は首都である東京に隣接し、その近代化を支えた地域でありながら、地方の県域にも接している。このような背景を踏まえ、本研究では現存する遺構を中心として、特に明治初期から戦前までの学校建築の成立と発展に焦点を当て、近代学校建築史における埼玉県下の公立学校建築の特徴を明らかにすることを目的として研究を進める。

### 2. 法制史と学校建築

法令や教育制度は時代によって異なり、公共施設である学校建築は計画の段階において大きく影響を受ける。学制の発布後、文部省の定めた「小学校建設図」を始めとした形式の推奨により、寺院や民家を改造した事例や純和風、洋風を模した事例など異なる様式の学校建築が混在した。明治中期に「学校建築図説明及設計大要」が発刊され、指標となるモデルプランにより類型化が進む。以降、各種別の「設備準則」「学校建築設計要項」等により北廊下配置や教室規格などの学校の建築形式が整う中で、近代教育拡充の時代では、特別教室や運動施設の整備が進み、その後は奉安殿の設置義務化、戦時の物資の厳しい時代を乗り越え、災害による安全性への考慮等、時代の流れの中で学校建築は木造から RC 造の現代の見慣れた姿に変化していく。これら学校に関する主な法令を表 1 に示す。

### 3. 史料に見る県下の学校建築

#### 3.1 小学校舎における傾向

県内の明治初期に創設された小学校校舎の多くが、学制発布から明治 20 年頃までの間、寺院、民家の転用を続ける。その後、明治 20～40 年頃に新築移転を行い、当初よりも規模を拡大する事例が多くみられる。その為、初めて建てられる小学校舎にも拘らず一文字型や L 字型、コの字型で片側に廊下が寄せている事例が多く、これらは明治 28 年「学校建築図説明及設計大要」に準じた平面形式であるといえる。(図 1 参照) 隣接する山梨、長野県において明治初期に多く誕生した擬洋風建築の事例は県内では殆ど見られず、史料の中では明治初期の洋風校舎と確認出来た事例は 3 校のみであった。県下において、明治中期頃に盛んに建てられた学校建築の形態は、写真 1 に示すような玄関として特徴的な車寄せを設けた和風の学校建築の事例が圧倒的に多い。



写真 1 騎西小学校(明治 34 年)

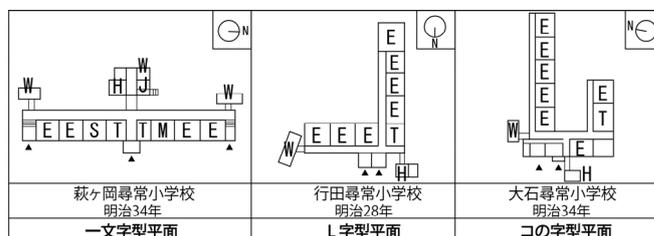


図 1 明治中期の小学校の典型例

各々の校舎の変遷について見ると、時代が進むにつれて、古い校舎を残しながらも、拡大する校地に対して校庭を囲むように増築を繰り返して、規模を広げている事例が多く存在した。同時に、大正から昭和にかけては中央に玄関を置き、比較的大規模なコの字型や一文字型の校舎を新たに新築する事例も見られた。

#### 3.2 旧制中学校校舎における傾向

旧制の県立中学の普及は明治中期以降と他県に比べて遅く、明治 29 年に浦和、熊谷に県立第一・二中学校を創立し、明治 32 年には川越、粕壁に県立第三・四中学校を創立する。その後、大正 10 年には私立埼玉中学校を県に移管し不動岡中学校を創立、続けて大正 12 年に松山、本庄中学校を創立する。当時の中等教育機関として、この他に農業学校や商業学校などの実業学校が挙げられ、後述する深谷商業学校はこれに属する。第一・二、第三・四、松山・本庄中学校の校舎は、それぞれ共通の計画図面で建設されており、正面中央に車寄せを配した左右対称の外観をとる。これらの平面形式は、片側に廊下を寄せたコの字型、L 字型に分類できる。(図 2 参照) また、敷地内には特別教室棟や講堂など複数の棟、敷地後方には寄宿舎を整備し、各々を渡廊下で繋いでいる。校舎の前方に庭、脇に校庭を配しており、中等教育機関として配置計画の段階から注力している点が窺える。(図 3 参照) 昭和期に入ると、就学率の上昇による校舎の狭隘に対し、別棟を敷地内に建て渡り廊下で繋ぎ合わせていくほか、校舎自体を横に増築することで対応する。また、この時代の県下の中学校校舎の特徴として総じて挙げられるのが、本校舎に格式高い重厚感のある洋風意匠を取り入れている点である。小学校校舎との差別化や、進学率の向上を図ったと考えられる時代特有のこの姿は明治初期の擬洋風学校に通じて興味深い。しかし、昭和初期にはその多くが失われており、現在にまで残る遺構は少ない。



図 2 旧制中学校 簡略平面図

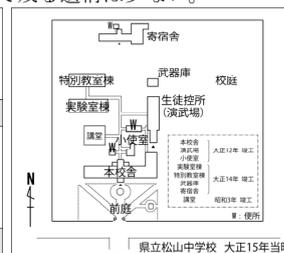


図 3 旧制中学校 配置計画例

#### 4. 現存する学校遺構

明治から戦前期までに建設された現存する小学校の事例 3 校と、旧制中学校の事例として松山高等学校、深谷商業高等学校の計 5 校において、現在までの平面形式の変遷を表 1 に示す。前章の県下の公立学校の傾向を踏まえた上で、現存する遺構について分析を行う。

小学校 3 校は創設時、他の小学校と同様に寺院・民家の転用から学校が始まり、明治初期には萩ヶ丘、北川小学校が校舎を新築する。明治 30 年以降には、3 校とも新たな校舎を新築している。新校舎の形式について見ると、一文字平面に車寄せを付けた和風校舎である事から県下の小学校の傾向と一致する。また、昭和 11 年に増築された萩ヶ丘小学校の校舎は、教室の大きさや廊下の幅、昇降口の数や教室の配置など法制に従う一方で、詳細部に円や直線の幾何学を用いたアールデコを彷彿させるモダンな外観を持っており、当時の学校建築の中でも高い意匠性を実現した事例であるといえる。その後、各校舎は増改築を繰り返した後、南川・北川小学校は合併による廃校を迎えたが校舎は現存しており、萩ヶ丘小学校は改修により姿は変化しているものの、現役校舎として現在も利用されている。

大正期に建てられた旧制中学校舎にあたる 2 校は、両校ともに中央部分に棟屋を乗せ、重厚感ある洋風意匠の外観を持っている。それぞれの平面形式についてみると、L 字型・一文字型の本校舎に対して、他の旧制中学校舎と同様に複数の別棟が渡廊下によって結合されている。校舎落成後は、広大な敷地内に中学校に必要とされる特別教室棟等の増築を行っているほか、狭隘に対して両校ともに校舎を横に延長することにより教室数を確保している。その後、昭和 40 頃には、校舎としての機能を失い、各々が記念館と管理棟に機能を変更している。現在は当時の姿を残しながらも、同敷地内にて両校ともに記念館として利用されている。

#### 5. 総括 学校建築の時代区分

これまでの章を通じ、埼玉県における学校建築の時代区分をまとめる。学校建築は時代ごとに、学校創設期、拡張・発展期、衰退・廃校期、保存再生・活用期の 4 つに区分できると考察する。

小学校は、明治初期を創設期として多く誕生するが、殆どが寺院・民家の転用によりその設置義務を満たす。その後、学校の法制度が進んだ明治中期において小学校建築が拡充する。そのため、その多くが当時の法制に忠実な平面形式である。その後、校舎・校地の拡張を行い、規模を拡大していく中で、地域の合併や校舎の老朽化によって昭和戦前期以前の校舎の多くは解体された。現在まで残る校舎は用途を変え、集会場や記念館として用いられるものが多い一方、萩ヶ丘小学校のように小学校のまま用いられる事例もある。

中等教育機関については、明治初期は浦和の県立学校中等科、寺子屋や私塾、もしくは他県の中学校に限られ、県内では十分ではなく隣接する東京府に依存した環境であったといえる。明治中期以降から大正にかけて、創設期として格式高い洋風の中学校舎が実現し、県内における中等教育が充実する。時代が進むにつれ、進学率の上昇によって校舎の増改築による拡張が行われる中で、現在の高等学校へと学校種別を変更する。その過程において、初期に建てられた中学校舎は失われ、当時の姿を残す遺構は少ない。残る初期に建てられた中学校舎は、管理棟、記念館と用途を変え、現在に至る。

##### 《主な参考文献》

- 1) 菅野誠・佐藤謙著、「日本の学校建築」[同資料編]、文教ニュース社、1975 年
- 2) 埼玉県史 近代編 5、埼玉県教育委員会、1970 年
- 3) 埼玉県教育史 第三巻、埼玉県編、1979 年
- 4) 川島智生著、「近代日本における小学校建築の研究」、京都工芸大学 学位論文、1998 年
- 5) 角田勇一著、「埼玉県における戦前の木造小学校建築に関する研究」、芝浦工業大学 修士論文、2005 年
- 6) 「各学校発行 記念誌」

表 1 現存する学校建築 変遷図

年号	主な法令と法制度	ときがわ町立萩ヶ丘小学校	飯能市立南川小学校	飯能市立北川小学校	凡例
明治5年	「学制」発布	M7 平村萩ヶ岡学校創立	M7 南川学校創立	M7 北川学校創立	E: 教室
M6	「文部省制定小学校建設図」	民家を転用	正蔵庵を借用	全昌寺の衆寮を借用	T: 職員室
M12	「学制を廃止し「教育令」とする	M16 校舎増築		M8 境内に校舎新築	M: 裁縫室
M13	「教育令 改正」				S: 特別教室
M15	「文部省示諭」				H: 宿直室
M18	「教育令 改正」				W: 便所
M19	「小学校令」「中学校令」				e: 奉置所
M23	「埼玉県小学校教則」				J: 使丁室
M24	「小学校令 改正」		M37 校舎落成	M37 同敷地に校舎落成	K: 台所
M25	「小学校設備準則」「小学校設備準則 改正」	M45 校舎改築	M42 校舎増築	M44 校舎増築	P: 校長室
M27	「小学校教則大綱」「御影並勅語體本奉置方訓令」				R: 応接室
M28	「小学校設備準則 改正」「中学校編成及設備規則」				L: 図書室
M32	「尋常中学校設備規則」				O: 事務室
M33	「寒地に適当セル小学校の構造方」				D: 展示室
M34	「学校建築上震災予防方」				
M37	「学校建築図説明及設計大要」	S11 現校舎を増築を建替	S12 2階建校舎新築	T10 現在地に校舎移転	
M40	「小学校令 改正」		旧校舎を東に移す	新校舎増築	
M42	「小学校令施行規則」			教員住宅、便所を増築	
大正14年	「師範学校・中学校及高等女学校建築準則」				
昭和9年	「小学校令施行規則」				
S10	長論文「校舎衛生上ノ利害調査報告」				
S11	「小学校建築設計要項」「中学校令施行規則」				
S14	「小学校令 改正」				
S16	「小学校令施行規則 中改正」				
S19	「学校建築設計要項」				
S22	「小学校令 改正」				
S24	訓令「学校校舎建築ノ実用ヲ主トスベキ件」	S22 平村立平小学校に改称	S22 給食調理室を併設	S22 給食室を併設	
S25	「木造小学校建築耐震ノ注意」	S36 校舎増築		S29 旧校舎内部改築	
S31	「学校建築ノ營繕並ニ保全ニ関スル件」				
	「青年学校令」				
	「特殊建築物規則」				
	「青年学校令 改正」				
	「国民学校令」				
	「国民学校建物」				
	「教育基本法」「学校教育法」				
	「日本建築規格小学校建物」				
	「日本建築規格木造小学校建物」				
	「建築基準法」公布				
	「日本建築規格JIS A3301 木造学校建物」				
	「日本建築規格JIS1302 木造小学校建物」				
		H25 大規模改修工事完了	H28 現在に至る	H28 現在に至る	
		校舎として現在に至る			

